

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地															
学校法人湘中央学園 浦添看護学校		平成5年3月1日		知念 榮子		〒901-0104 沖縄県浦添市当山二丁目30番1号 (電話) 098-877-7741															
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地															
学校法人湘中央学園		昭和56年4月20日		稲福 全人		〒252-1121 神奈川県綾瀬市小園1424番4号 (電話) 0467-77-1234															
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																
医療	医療専門課程	看護学科		平成25年文部科学大臣告示第3号	-																
学科の目的 本校は教育基本法及び保健師助産師法の規定に基づき看護師に関する専門技術及び理論を修得させると共に学識と教養の向上を図ることを目的とする。																					
認定年月日 平成26年3月31日																					
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技														
	3年	3015時間	1584時間	396時間	1035時間	-	-														
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数															
360人		381人	0人	26人	196人	222人															
学期制度	■前期: 4月1日～9月30日 ■後期: 10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 成績評価は、90点以上をS、89点以上80点未満をA、79点以上70点未満をBで表し、69点以上60点未満はC、60点未満はFとする。																
長期休み	■夏季: 4週間 ■冬季: 2週間 ■春季: 3週間			卒業・進級条件	1年生及び2年生終了時に所定の全科目が単位取得であった者 卒業時に所定の全科目が単位取得であった者																
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 3か月以上に欠席が及ぶ場合には、本人並びに保証人に修学意志の確認をし、さらに事務手続き(休学、退学等)を励行させている。			課外活動	■課外活動の種類 学校行事、特別講義 ■サークル活動: 有																
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(2018年度卒業生) 病院、医療機関等 ■就職指導内容 1年次から最終学年及び卒業生を対象に、キャリア支援を設け、キャリアカウンセラー担当者と相談しながら、随時就職活動へ繋がるよう支援している。			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成29年度卒業生に関する平成30年5月1日時点の情報)																
	■卒業生数 122 人 ■就職希望者数 118 人 ■就職者数 118 人 ■就職率 : 100 % ■卒業生に占める就職者の割合 : 96.7 % ■その他 ・進学者数: 3人 (2018年度卒業生に関する2019年5月1日時点の情報)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師</td> <td>②</td> <td>122人</td> <td>120人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	看護師	②	122人	120人						
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																		
看護師	②	122人	120人																		
中途退学の現状	■中途退学者 3 名 2018年4月1日時点において、在学者384名(2018年4月入学者を含む) 2019年3月31日時点において、在学者381名(2019年3月卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 家庭の事情、体調不良、疾病等 ■中退防止・中退者支援のための取組 個人面談の定期的実施、学納金についての相談窓口開設、補講実施、キャリア支援チームによる支援を実施。			■中退率 0.8 %																	
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有(無) ※有の場合、制度内容を記入 ■専門実践教育訓練給付: (給付対象)・非給付対象 2018年度の給付実績者数: 65人																				
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 有(無) ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																				
当該学科のホームページURL	https://ssl.lurasoe-ns.ac.jp/																				

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業生に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
 ①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
 ②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。
 ③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、歯学部、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業生に占める就職者の割合」の定義について
 ①「卒業生に占める就職者の割合」とは、全卒業生数のうち就職者総数の割合をいいます。
 ②「就職」とは給料、賞金、報酬その他定期的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
 (3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ・建学の精神である「生命を尊重する、人間性豊かな専門職業人の育成」を目指す。
- ・キャリア教育・実践的な職業教育の視点から関連分野と連携してカリキュラムや教育方法の工夫を実施する。
- ・実践的な専門職業教育を行う教育機関として、関係業界等において必要な人材育成を実現すること。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

- ・学校は、教育課程編成に関する事項を諮問するために教育課程編成委員会を設置する。
- ・学校は、委員会の答申を受け、理事会に教育課程変更の審議を要請するものとする。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

2019年6月1日現在

名前	所属	任期	種別
大田 貞子	沖縄県看護協会	2019/6/1～2020/5/31(1年)	①
島袋 盛人	南部徳洲会病院	2019/6/1～2020/5/31(1年)	③
宮城 恵子	沖縄県立看護大学 元教授	2019/6/1～2020/5/31(1年)	②
知念 榮子	学校法人湘央学園浦添看護学校 校長	2019/6/1～2020/5/31(1年)	
長濱 マチ子	学校法人湘央学園浦添看護学校 副校長	2019/6/1～2020/5/31(1年)	
大城 明枝	学校法人湘央学園浦添看護学校 教務部長	2019/6/1～2020/5/31(1年)	
新里 律子	学校法人湘央学園浦添看護学校	2019/6/1～2020/5/31(1年)	
稲嶺 広樹	学校法人湘央学園浦添看護学校 事務部長	2019/6/1～2020/5/31(1年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(開催日時)

年2回

第1回 2019年10月中旬(予定)

第2回 2020年2月中旬(予定)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

委員の意見	方法の改善点
・多職種連携という観点から、地域包括システムで必要な、看護師と介護福祉士の連携を教育に取り入れてはどうか。	・本校の姉妹校に介護福祉士の養成校があるため、連携した教育を検討することとする。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ・目的
看護の対象を全人的に捉え、既習の知識・技術をあらゆる健康状態にある対象に応じて、看護実践できる基礎的能力を養う。
- ・目標
 - 1 対象の人間性を尊重し、円滑な人間関係を築き、看護の援助関係を発展させる基礎を学ぶ。
 - 2 あらゆる健康状態にある対象を統合された生活者として理解する。
 - 3 対象の健康上の課題に対応した科学的根拠に基づいた看護を実践するための思考過程を身につける。
 - 4 対象の健康状態に応じた看護実践の基礎となる技術を習得する。
 - 5 保健医療福祉チームの一員として、看護の役割を理解し、メンバーとして自覚した行動ができる。
 - 6 看護実践を通して自己の看護観を育成し、主体的な学習姿勢を身につける。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

- ・3年次5月から12月下旬までの約24週間、2年次1月から3月までの約6週間、1年次7月、1月から2月までの約4週間とし、1週間のうち月曜日から金曜日までの5日間を実習とする。
- ・臨地実習の最終評価は実習施設による技能・態度を中心とした資質評価『臨地実習評価表』と学校による『実習終了試験』、『実習ノート』等の学力評価を総合した成績とし、60点以上を合格とする。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
基礎看護学実習	入院している対象の健康状態に応じて、看護師と共に看護技術の基礎を踏まえて日常生活援助を実践し看護師としての基礎能力を養う。	琉球大学医学部附属病院 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、浦添総合病院、沖縄県立中部病院 ほか
成人看護学実習	成人期にある対象の特徴を捉え、健康上の課題を抱えている対象の看護実践に必要な基礎的能力を養う。	琉球大学医学部附属病院 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、那覇市立病院 ほか
老年看護学実習	老年期にある対象とその環境、保健医療福祉システムを理解し対象の応じた看護を実践する基礎的能力を養う	友愛園・アルカディア・おおざと信和苑 ほか
基礎看護学方法論Ⅱ～Ⅳ	一部の演習において、看護基礎教育における技術指導と臨床における技術の応用をTA(ティーチングアシスタント)を用いて看護を実践する基礎的能力を養う。	那覇市立病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター ほか

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

学校法人湘中央学園 学会及び研修規定等に定める

・学校は、職能団体、企業等が実施する学会および研修等へ教員を計画的に参加させることにより、職業に関連した実務に関する知識、技術および技能の向上、または授業および学生に対する指導力等の習得、向上を図る。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

・日本看護学校技術学会 学術集会	看護教員(2日)	看護技術についての知見を深める。
・日本看護学校教育学会 第28回学術集会	看護教員(2日)	PBLと演習・実習との連動で拓いてきたディープ・アクティブ・ラーニング。
・日本ルーラルナーシング学会 第13回学術集会	看護教員(1日)	老年・在宅看護学教育に関わる知見を深める。
・日本看護学会ヘルスプロモーション学術集会	看護教員(2日)	母性看護学と地域連携について学ぶ
・日本精神科看護学学術集会	看護教員(3日)	精神看護学教育に関わる知見を深める。
・日本在宅ケア学会 第23回学術集会	看護教員(2日)	在宅看護学教育に関わる知見を深める。
・JALC 母乳育児支援学習会	看護教員(2日)	母乳育児支援に関する基本知識を更新する。

② 指導力の修得・向上のための研修等

・日本看護学校協議会 校長会	学校長(1日)	日本看護学校協議会総会・看護行政の動向について。
・日本看護学校協議会副学校長会	副学校長(1日)	看護学教育に関する最新情報を今後の教育活動に役立てる。
・日本看護学校協議会教務主任会	教務主任(1日)	看護学教育に関する最新情報を今後の教育活動に役立てる。
・日総研「ちよっと変わった発達障害ばい人」の支援とかかわり方	看護教員(1日)	発達障害に関わる支援方法と知見を深める。
・看護学生の学習を促す教え方	看護教員(1日)	看護を教えるための知識について学ぶ。
・日総研「自分の強みを生かしたリーダーシップ相手のタイプにあわせた関わり方」	看護教員(1日)	自分の強みを生かした他者との関わり方について学ぶ。
・看護過程の適切な展開方法と根拠がある指導法	看護教員(1日)	看護過程を理解・活用するために必要な基礎スキルについて学ぶ。
・看護教員、実習指導の関わり方～実習記録を苦手させない関わり方～	看護教員(1日)	実習指導の関わり方について学ぶ。
・日本協同教育学会 第15回大会	看護教員(3日)	協同学習への学びを深め教育実践に繋げる。
・日総研 学生に興味を持たせる「教材づくり」と実習場面の「教材化」セミナー	看護教員(1日)	学生に学びたいと思わせる動機付けや思考力を育てるための教育方法を学ぶ
・沖縄県看護教員養成講習会(8か月)	看護教員(8ヶ月)	看護教員の果たす教育資格取得のための講習会。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

・日本看護学校教育学会第29回学術集会	看護教員(2日)	未来の看護学教育についての知見を深める。
・日本協同教育学会ワークショップペーシック	看護教員(2日)	協同学習の考え方と技法について学ぶ。
・在宅における訪問看護過程の展開	看護教員(1日)	訪問看護制度を理解し、訪問看護過程を展開について学ぶ。
・老年看護学会 第24回学術集会	看護教員(3日)	対話・協働・調和の視点で考える 老年看護学の未来について学ぶ。
・日本小児看護学会第29回学術集会	看護教員(2日)	小児看護学についての知見を深める。
・新生児の正しい見方～隠れた異常を早期発見する～	看護教員(2日)	出生直後の新生児の適応生理を基に新生児の診察法の基本や異常所見の見方を学ぶ。
・日本看護技術学会 第18回学術集会	看護教員(2日)	過去・現在から未来へ発信する看護のイノベーションについて学ぶ。

② 指導力の修得・向上のための研修等

・日本看護学校協議会総会及び校長会	学校長(2日)	日本看護学校協議会総会・看護行政の動向について。
・日本看護学校協議会総会副校長会	副学校長(1日)	看護学教育に関する最新情報を今後の教育活動に役立てる。
・日本看護学校協議会総会教務主任会	教務主任(1日)	看護学教育に関する最新情報を今後の教育活動に役立てる。
・日本看護学校協議会教務主任講習会	教務主任(18日)	看護教育における教育課程・教育方法の開発能力について学ぶ。
・看護学生の学習を促す授業方法入門	看護教員(1日)	授業方法の基礎を身につけ、学生指導に繋げる。
・「発達障害傾向」「ゆとり顕著」「自己評価」への共通&個別対策	看護教員(1日)	心理の専門家が現場実践しているテクニックを学び、学生指導に繋げる。
・アドラー心理学を利用したコーチング	看護教員(1日)	アドラー心理学をベースとした看護・介護現場でのコミュニケーションについて学び、学生指導に繋げる。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

・実践的な職業教育を目的とした教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さについて評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
 ・生徒、保護者、高等学校等、関係団体に適切な説明責任を果たすとともに、学校関係者に教育活動その他学校運営について理解を得る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学園の精神・教育理念・目的・育人人材像は定められているか ・学校における職業教育の特色は適正か ・建学の精神・教育理念・目的・育人人材像が生徒、保護者等に周知されているか ・各学科の教育目標、育人人材像は、学科に対応する業界のニーズに適合しているか
(2)学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画及び目的に沿った運営方針が策定されているか ・運営組織や意志決定機能は、規則等において明確化されているか、また、有効に機能しているか ・人事、給与に関する制度は整備されているか ・教務・財務等の組織整備など意志決定システムは整備されているか ・業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ・教育活動に関する情報公開が適切になされているか ・情報システム化等による業務の効率化が図れているか
(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか ・修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ・教育方法の工夫・開発などが実施されているか ・関連分野における実践的な職業教育が体系的に位置づけられているか ・授業評価の実施・評価体制はあるか ・職業に関する外部関係者からの評価を取り入れているか ・成績評価・単位認定の基準は明確になっているか ・成績不良者への対処は適切か ・資格取得の指導体制はあるか ・資格取得できなかった者に対する対応は適切か ・人材育成目標に向けて授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ・関連分野における優れた教員の提供先を確保するなどマネジメントが行われているか ・先端的な知識・技能・情報等を修得するための研修への取組が行われているか ・教員の指導力育成などの資質向上の取組が行われているか ・各教員間及び各部門の連携はスムーズに行われているか

(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率の向上が図られているか ・資格取得率の向上が図られているか ・退学率の低減が図られているか ・卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか
(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進路・就職に関する支援体制は整備されているか ・学生相談に関する体制は整備されているか ・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか ・課外活動に対する支援体制は整備されているか ・学生の生活環境への支援は行われているか ・保護者と適切に連携しているか ・卒業生への支援体制はあるか ・関連分野における業界との連携による再教育プログラム等を行っているか ・高校・高等専修学校等の連携によるキャリア教育・職業教育への取組が行われているか
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・機器・備品は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・図書室の設備等は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか ・学外実習等についての十分な教育体制を整備しているか ・防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校に対する情報提供等の取組が行われているか ・学生募集活動は、適正に行われているか ・学生募集活動において、資格取得、就職状況の情報は正確に伝えられているか ・学生納付金は妥当なものとなっているか ・生徒募集の効果と実績を検証しているか
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ・財務について会計監査が適切に行われているか ・財務情報公開の体制準備はできているか
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ・法令、条例による報告、点検、検査が適切に実施されているか ・個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ・自己評価の実施と問題点改善に努めているか ・自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ・公開講座、教育訓練の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況	
委員の意見	方法の改善点
・危機管理の観点から、教室内に危機管理マニュアル等を設置し、意識付けするのはどうか。	・教室に危機管理マニュアルを設置や、体育館にAEDを設置する等して、日々の学校生活の中で危機管理ができるような環境づくりを検討することとする。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿 2019年6月1日現在

名前	所属	任期	種別
大田 貞子	沖縄県看護協会	2019/6/1～2020/5/31(1年)	協会
島袋 盛人	南部徳洲会病院	2019/6/1～2020/5/31(1年)	企業
宮城 恵子	沖縄県立看護大学 元教授	2019/6/1～2020/5/31(1年)	学術機関等
宮平 栄治	名桜大学 教授	2019/6/1～2020/5/31(1年)	学術機関等
熊澤 亮輔	熊澤会計事務所外部評議員代表	2019/6/1～2020/5/31(1年)	企業
古謝 哲也	学校法人湘中央学園浦添看護学校後援会 会長	2019/6/1～2020/5/31(1年)	後援会
佐久田 朝太郎	学校法人湘中央学園浦添看護学校同窓会 会長	2019/6/1～2020/5/31(1年)	卒業生
比嘉 瑞貴	学校法人湘中央学園浦添看護学校同窓会 副会長	2019/6/1～2020/5/31(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
 (例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
 ホームページ 公表時期 毎年6月1日
 URL: <https://ssl.urasoe-ns.ac.jp/>

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
 ・学校に関する教育活動の状況や内容及び資格取得など、学校全体の状況が把握できるような情報提供をすることにより、関連業界等との連携・協力を図り、教育活動の改善や社会的信頼を得る。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	・学校の教育・人材養成の目標及び教育計画、特色 ・校長名、所在地、連絡先等 ・学校の沿革、歴史
(2) 各学科等の教育	・入学者に関する受入れ方針及び入学者数、収容定員 ・カリキュラム、時間割、使用する教材など授業方法及び内容 ・学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ・資格取得、検定試験合格等の実績 ・卒業後の進路
(3) 教職員	・教職員数
(4) キャリア教育・実践的職業教育	・実習・実技等の取組状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	・学校行事への取組状況
(6) 学生の生活支援	・学生支援への取組状況
(7) 学生納付金・修学支援	・学生納付金の取扱い ・活用できる経済的支援措置の内容等
(8) 学校の財務	・貸借対照表、収支計算書、監査報告書
(9) 学校評価	・自己評価、学校関係者評価の結果
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法
 ホームページ
 URL: <https://ssl.urasoe-ns.ac.jp/>

授業科目等の概要

(医療専門課程看護学科) 2019年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			論理的思考	論理的思考の形式と法則を学び、文章の読解を通じて論理的思考の基礎を養う。	1前	30	1	○	△		○			○		
○			人間工学	人間工学は、人間とそのまわりの環境をシステムとしてとらえ、これらの関係について解剖学、生理学、心理学などの領域から検討し、安全性、快適性、合理性を追求する学問である。本講義では人間を取り巻く生活環境、人間の動作の特徴を物理学的視点で学ぶ。自然環境である光・音・振動などの性質を理解することは、よりよい生活環境の調整につながる。又、光・音・振動などの性質は多くの医療機器に活用されている。その原理を理解することは、検査や治療上の注意事項と関連できるようになり、誤作動による医療事故の防止にもつながる。また、人体の運動力学を学び、効果的なケアにつながる。	1前	15	1	○			○				○	
○			情報科学	看護「情報」と「コミュニケーション」の専門職である看護師にとって情報通信技術はその専門性を発揮するために必要不可欠なものである。看護師は患者の情報を安全に活用し、情報をもとに関わりを持つ仕事であるため、講義では情報とは何か看護に関連づけて学ぶ内容とする。また、看護の専門性を発揮するための看護研究に必要なデータ収集や統計的手法も学ぶ。	2後	30	1	○	△		○				○	
○			人間関係論	人間関係の意義を理解し、人間関係発展のためのコミュニケーション技術とカウンセリングの基本・技法を学ぶ。	1前	30	1	○	△		○				○	
○			英語	専門的学習へ導くための科目と捉え、看護ケアの場面の英会話や、看護英語の文献の読解を学ぶ。	1後	45	2	○	△						○	
○			家族社会学	社会の構造や家族の形態・機能を学ぶ。患者や患者を取り巻く家族を理解し、家族を含めた看護を考える視点を学ぶ。	2前	30	1	○			○				○	
○			教育学	人間にとっての教育の意義を理解し、家庭・社会・学校における教育の特徴を学ぶ。教育の原理・方法・評価方法、現代教育の諸問題を学び、健康教育や保健教育を具体的に提供する能力を養う。	1前	30	1	○	△		○				○	
○			発達心理学	看護の対象である人間の発達課題、心理・社会的危機について理解し看護実践における対象理解を学ぶ。	1前	30	1	○			○				○	
○			倫理学	人間とは何か、人間の存在、生命の尊重、人間らしい生き方などを考えることにより、ケアする側の倫理観を養い、自己および他者を尊重することの意味を学ぶ。医療にかかわる者としての生命尊重や職業に基づく行動の基礎を学ぶ。	1前	30	1	○			○				○	
○			生活科学	生活環境と健康の関連について学び、自分自身の生活を健康の視点から思考する意義について学ぶ。	1前	15	1	○			○				○	

○	生活とスポーツ	心と体のバランスは健康を考える上で重要である。運動は、心のバランスを保つ上でも必要である。また、運動による筋力アップは、転倒予防、生活習慣病の予防にもつながる。生活の中でとりいれられる運動を実践することは、自らの健康維持にも役立ち、看護を実践する上での指標となる。生活の中での運動に焦点を当て、学習する。	2前	30	1	△	○	○	○				
○	文化人類学	さまざまな民族の文化や社会を知ることによって、自らの文化や社会、さらに人間について学ぶ。異文化理解の枠組み、制度化された人間関係、儀礼や信仰のありようを学ぶ。	2前	30	1	○	○	○	○				
○	形態と機能Ⅰ	疾病治療学との関連で、基本的な解剖学的用語や身体の構成を学び、人体を全体的に捉える内容を含めた。環境との調節を図りながら生活をするヒトの恒常性維持に関連する形態と機能として体液の分類・分布・量・電解質と捉える。恒常性を維持するための物質の流通に関連する形態と機能として、流通の媒体を血液、流通路(循環器)として血管・リンパ管、流通の原動力として心臓と捉え、流通路(循環器)や息をする(呼吸器)に関する形態と機能を理解する内容を学ぶ。	1前	30	1	○	○	○	○				
○	形態と機能Ⅱ	「形態と機能Ⅱ」では、ヒトの生活行動に焦点をあてた形態と機能のうち「食べる」「トイレに行く＝排泄」の2つの生活行動の内容を学ぶ内容とした。また、恒常性維持のための調節機構に関連する形態と機能として、神経性調節：受容器、中枢神経、末梢神経、液性調節：ホルモンとして捉える。そのうち、液性調節：ホルモンの形態と機能を学ぶ内容とした。	1前	30	1	○	○	○	○				
○	形態と機能Ⅲ	「形態と機能Ⅲ」では、恒常性維持のための調節機構に関連する形態と機能として、神経性調節：受容器、中枢神経、末梢神経を学ぶ内容とした。また、ヒトの生活行動に焦点をあてた「動く」やヒトとしての社会生活を営むうえで欠かせない感覚：「話す・聞く・見る」、「お風呂に入る＝皮膚」の形態と機能を学ぶ内容とした。「子供を生む＝生殖」という生活行動に関する形態と機能に人体の発生をあわせて学ぶ内容とした。	1前	30	1	○	○	○	○				
○	生化学・栄養学	人体を構成する化学物質の性状、その分布および代謝を理解する。また、健康と食生活の関わりについて理解し、栄養学の基礎を学ぶ。	1後	30	1	○	○	○	○				
○	微生物学	微生物学を学ぶことにより、微生物がどこにいて、どのようにしてヒトに感染し病気を起こすのか、それを治療し予防するにはどうしたらよいかなどを学ぶ。	1前	30	1	○	○	○	○				
○	病理学	病理学は、病気の原因を追究し、病気になった患者の身体に生じている変化がどのようなものであるかを学ぶ。患者の病気の診断・検診及び病気の予防について学ぶ。病理学を知ること、日常行っている看護活動の根拠となりうる。また、疾病の発生傾向や発生要因などについても理解することは、予防的視点から看護に取り組むことにつながる。	1前	30	1	○	○	○	○				
○	薬理学	薬の基本的性質を理解し、患者に使われている薬物についての副作用を理解する。また、患者の病気の回復促進につながる援助の根拠を学ぶ。	1後	30	1	○	○	○	○				
○	疾病治療学Ⅰ	放射線療法、麻酔、ペインコントロール、外科的治療の基礎、臨床検査について学び、看護援助の基礎知識とする。	1後	30	1	○	○	○	○				
○	疾病治療学Ⅱ	さまざまな臨床の分野での代表的な疾病の診断・治療など、看護をおこなう上で不可欠な基礎的な知識について学び、健康障害を抱える対象の看護の展開に有機的に結びつけられるよう学ぶ。	1後	30	1	○	○	○	○				
○	疾病治療学Ⅲ	さまざまな臨床の分野での代表的な疾病の診断・治療など、看護をおこなう上で不可欠な基礎的な知識について学び、健康障害を抱える対象の看護の展開に有機的に結びつけられるよう学ぶ。	1後	30	1	○	○	○	○				
○	疾病治療学Ⅳ	さまざまな臨床の分野での代表的な疾病の診断・治療など、看護を行う上で不可欠な基礎的な知識について学び、健康障害を抱える対象の看護の展開に有機的に結びつけられるよう学ぶ。	2前	15	1	○	○	○	○				

○		疾病治療学Ⅴ	さまざまな臨床の分野での代表的な疾病の診断・治療など、看護をおこなう上で不可欠な基礎的な知識について学び、健康障害を抱える対象の看護の展開に有機的に結びつけられるよう学ぶ。	2前	30	1	○			○			○	
○		疾病治療学Ⅵ	小児に特有な疾病の診断・治療など、看護をおこなう上で不可欠な基礎的な知識について学び、小児の成長発達段階を踏まえ、健康障害を抱える対象の看護の展開に有機的に結びつけられるような内容とした。	2前	15	1	○			○			○	
○		疾病治療学Ⅶ	母性看護学の対象である女性の特徴を捉え、内分泌環境変化の時期である女性の健康障害と検査、治療について学ぶ。	2後	15	1	○			○			○	
○		疾病治療学Ⅷ	主な精神疾患の精神症状の現れ方の特徴と疾病の原因、診断、治療など、看護をおこなう上で不可欠な基礎的な知識について学び、健康障害を抱える対象の看護の展開に有機的に結びつけられるよう学ぶ。	2前	15	1	○			○			○	
○		健康科学	時代の変化に応じて健康の概念や人々の健康に対する捉え方が変化している。ヘルスプロモーションの概念を取り入れた健康教育が重要な位置を占めている。そこで現在の健康教育のあり方やその考えを学ぶ。	2後	30	1	△	○		○			○	
○		保健医療論	医療のあり方が大きく変貌しつつある今日、医療の変遷を知らずにこの変貌した時代や看護の目指す目標を明確にすることは難しい。医療の変遷を知り、現在の保健医療システム・サービスの現状と課題について学ぶ。	3前	15	1	○			○			○	
○		公衆衛生学	公衆衛生の目的は、生活者のさまざまな健康について学び、健康で活力ある福祉社会を作り上げることにある。公衆衛生の活動において、個々の疾病予防に対する自然環境へのアプローチとともに社会や経済、文化・風俗、習慣など人間の行動や生活習慣に着目する社会的環境へのアプローチを学ぶ。	2前	15	1	○			○			○	
○		社会福祉	国民の最低限生活を保障する社会保障制度、社会的な支援を要する者への支援を行う社会福祉制度がある。社会保障、社会福祉制度は、高齢化の急速な進行と年金制度の成熟化、介護保険制度の創設などにより、誰もが必ずかかわりをもつ普遍的な制度として意識されるようになった。生活者の健康を保障する社会の制度を理解し、看護を提供する上で社会資源を活用する能力の基礎知識を学ぶ。	2後	45	2	○			○			○	
○		看護と法律	医療に関連する法の基礎知識、看護職に必要な法規を学び、専門職業人として法的責任を自覚した行動が取れるための基礎知識を学ぶ。	3後	15	1	○			○			○	
○		基礎看護学概論Ⅰ	看護学概論は、すべての看護学の基礎となる科目である。看護は対象である「人間」の「健康」に携わる職業である。専門職業人として「看護とは何か」を考え看護提供システムの視点や、人として対象に向き合うことに伴う役割や倫理などを学ぶ内容とした。	1前	30	1	○			○			○	
○		基礎看護学概論Ⅱ	先人の看護理論についての変遷や理論の特徴について学ぶ。また、これから学習を進めるヘンダーソンの看護に対する考え方を著書の「看護の基本となるもの」の討議をしながら学び、現時点での自らの看護観をまとめる。看護研究の基礎的知識である研究の意義や方法、倫理的配慮の必要性について学び、統合分野の単元「看護実践と理論」でまとめる事例研究につなげる内容とする。	1前	30	1	△	○		○			○	
○		基礎看護学方法論Ⅰ	すべての看護の基盤となる技術を学ぶ科目とした。看護技術は、対象の生命の尊厳・人権を守り、対象にとって安全・安楽な技術を提供することが求められる。看護援助の基本となる技術の考え方や基本原則・安楽で効果的な動き・医療事故防止のための医療安全と対象の療養環境整備の技術を学ぶ。また、看護の提供場面において、人間関係成立・発展のための技術であるコミュニケーション技術の基礎知識を学ぶ。	1前	30	1	○	△		○			○	

○		基礎看護学方法論Ⅱ	看護職者が独自の判断を必要とする場面が増え、看護の役割は対象の身体状況全体を客観的、系統的に観察する能力が求められている。対象の健康上の問題を生活の視点で捉える必要性を理解し、観察のための具体的方法の基礎知識を学ぶ。看護師の「目」「手」「耳」を使って診察の技法を活用してみる。また、身体の状態をとらえるのに最も基本的で、かつ最も重要なバイタルサインを学ぶ。身体各部の計測の意義を理解し、正しい測定方法について学ぶ。	1前	30	1	○	△	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅲ	対象の日常生活行動に対する理解を深め、健康課題を有する対象の日常生活を整えるために必要な援助技術を科学的根拠に基づいて学ぶ。	1前	30	1	○	△	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅳ	健康課題を有する対象の日常生活を整えるために必要な援助技術を科学的根拠に基づいて学ぶ。人間にとっての清潔の意義を理解し、身体各部の清潔の援助方法と衣生活を整える援助について学ぶ。また、対象の健康状態に焦点をあてた看護の方法を学ぶ。さらに、感染予防策として滅菌物の取扱いについての基礎知識・技術を学ぶ。	1前	30	1	○	△	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅴ	臨床の場で活用する頻度が高く、健康課題を有する対象に共通している検査や、治療・処置時の援助技術である薬物療法、輸血療法に伴う基礎的技術を安全・安楽かつ的確に実施できるよう学ぶ。	1後	30	1	○	△	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅵ	呼吸を整えるための酸素療法や吸入療法及び吸引療法、救命救急処置、創傷処置、苦痛緩和への援助に伴う基礎的技術を安全・安楽かつ的確に実施できるよう学ぶ。	1後	30	1	△	○	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅶ	看護実践とは看護を必要とする対象の看護問題やその原因を明らかにし、それに対して看護師がどのような援助を行っているかを具体的目標とともに表明したうえで、その目標や援助の計画にそって看護技術を駆使し実践を行い、評価し、さらに次の実践へとつなげていく螺旋階段のような営みである。看護過程は、看護実践の進め方の手順や考え方である。看護過程の流れは問題解決過程であり、看護を科学的に行うための方法でもある。看護過程の方法を学ぶ内容とした。	1後	30	1	△	○	○	○	○
○		基礎看護学方法論Ⅷ	既習のフィジカルアセスメントに必要な診察技法を用いて、各身体機能別のフィジカルアセスメントの方法を学ぶ。また、疾病治療学で学んだ知識と関連させてアセスメントの方法を学ぶ。また、フィジカルアセスメントを用いて対象の全身状態を理解し、対象の状況に合わせて必要な援助技術を選択し、基礎的な看護技術の演習を通して学ぶ。	2前	30	1	△	○	○	○	○
○		基礎看護学実習Ⅰ	医療施設における看護援助場面の見学を通して、看護の機能と役割を理解するとともに、看護師としての基本姿勢の基盤をつくる。	1後	45	1	○	○	○	○	○
○		基礎看護学実習Ⅱ	看護過程を活用し、対象の基本的欲求を理解して生活上の援助を行なうことで、看護の基礎的能力を養う。	1後	90	2	○	○	○	○	○
○		成人看護学概論	成人期にある対象を生活者、成長・発達およびさまざまな健康状態の側面から理解する。成人期において発達課題を達成しつつある対象を身体的・精神的・社会的側面からとらえ、成人の特性を学ぶ。さらに成人の生活と健康の動向を学び、成人期における健康の保持・増進及び疾病の予防の重要性を理解し、さらに健康日本21などの健康戦略を学習し、成人期における健康を保つシステムを理解する。成人期にある対象を健康生活の急激な破綻から回復を促す看護、健康生活の慢性的な揺らぎの再調整を促す看護、障害を持ちながらの生活とリハビリテーションを支える看護、人生の最期のときを支える看護を必要とする対象の看護の特徴を学ぶ。また、成人は自立した存在であることから、セルフケア能力を向上させるかわりと成人への基本的アプローチと看護に必要な概念を学び、倫理的配慮と看護者の役割について考える。看護実践の最も重要な基盤となる、人間関係を発展させるプロセスを学ぶ。	1後	30	1	○	○	○	○	○
○		成人看護学方法論Ⅰ	健康の急激な破綻から回復の状態にある対象と看護者の人間関係発展過程を紙上事例で理解し、救急救命時、周手術期その状況に応じた看護の特徴、術後合併症予防に必要な周手術期の看護技術を学ぶ。さらに、侵襲的治療の代表的な化学療法、放射線療法を受ける対象の特徴と看護、緩和ケアについて学ぶ。	1後	30	1	○	△	○	○	○

○		成人看護学方法論Ⅱ	ライフサイクルにおける成人期の特徴を踏まえ、生命と生活を維持している呼吸・循環機能に障害をもつ対象について理解し、看護の役割と援助方法について学ぶ。また、呼吸循環管理に必要な看護技術を学ぶ。	1後	30	1	○	△	○	○	○		
○		成人看護学方法論Ⅲ	ライフサイクルにおける成人期の特徴を踏まえ、疾病コントロールを必要とする対象のセルフケア行動形成への支援について理解すると共に、生命と生活を維持している機能に障害をもつ対象の特徴を理解し、機能障害に応じた看護の役割と援助方法について学ぶ。成人看護学の特徴的な看護技術を学ぶ。	2前	30	1	○	△	○	○			
○		成人看護学方法論Ⅳ	ライフサイクルにおける成人期の特徴を踏まえ、生活行動制限のある対象のセルフケア再獲得に向け、ボディイメージの変化や障害をもちながら生活する対象の特徴を知り、必要な援助方法と看護の役割について学ぶ。さらに、生命と生活を維持している機能に障害をもつ対象の特徴を理解し、機能障害に応じた看護の役割と援助方法について学ぶ。	2	30	1	○	△	○	○	○		
○		成人看護学方法論Ⅴ	成人の健康の状態に応じた看護の特徴を踏まえ、健康生活の急激な破綻から回復にある対象、慢性的な揺らぎの再調整を必要とする対象、人生の最期のときを過ごしている対象の事例を通して看護過程の展開の方法を学ぶ。	2	30	1	△	○	○	○	○		
○		成人看護学実習Ⅰ	健康生活の慢性的な揺らぎの再調整を必要とする対象を理解し、セルフマネジメントを支援する看護が実践できる。	2後	90	2			○	○			○
○		成人看護学実習Ⅱ	健康生活の急激な破綻から回復にある対象を理解し、機能回復および社会復帰に向けての看護が実践できる能力を養う。	3	90	2			○	○			○
○		成人看護学実習Ⅲ	成人期にある対象の特徴を捉え、成人のさまざまな健康状態に応じた看護が実践できる能力を養う。	3	90	2			○	○			○
○		老年看護学概論	老年期の発達段階の特徴と高齢者を取り巻く環境について学び、加齢に伴う身体的・精神的・社会的側面から高齢者への理解を深める。また、高齢者を支援し、社会資源について学び、老年看護の目的や役割について理解する。	1後	30	1	○	△	○	○			
○		老年看護学方法論Ⅰ	加齢による変化や、高齢者に特徴的な疾患や症状が、生活に及ぼす影響を捉え、QOLの維持・向上へ向けた援助について学ぶ。	2前	45	2	○	△	○	○	○		
○		老年看護学方法論Ⅱ	認知機能の障害に対する看護について学び、対象とその家族への支援を通して高齢者の尊厳について理解を深める。また、看護過程・アクティビティケアなどの演習を通して実践へ向けた援助方法を学ぶ。	2	30	1	○	△	○	○	○		
○		老年看護学実習Ⅰ	老年期の特性を踏まえ、高齢者の生活機能障害および生活上の課題を理解し、日常生活適応への看護を習得する	2後	90	2			○	○			○
○		老年看護学実習Ⅱ	健康上の課題のある高齢者を理解し、看護を実践する基礎的能力と高齢者を尊重する態度を養う。	3	90	2			○	○			○
○		小児看護学概論	小児看護の対象である子どものとらえ方や、さまざまな統計資料から現代家族の特徴について学び、小児看護において子どもと家族は、ひとつの援助対象であることを学ぶ。また、子どもの権利を尊重し、子どもと家族の最善の利益を守るための小児看護における倫理について学ぶ。 子どもの特性の理解として、成長・発達原則、発達理論、形態的・機能的成長・発達、心理社会的発達、小児の栄養、発育・発達の評価について学び、成長・発達に対する理解を深める。子どもを取り巻く家族あるいは社会環境を含めた広い視野で対象を理解するために、小児の出生・死亡・疾病構造の変化と関連づけながら、子どもの健康を守るためにはどのような法律や施策があるのかを学ぶ。子ども観および小児看護の歴史を振り返り、小児保健医療の動向や今後の課題について考える。最後に、各発達段階の特徴を踏まえ、発達段階における健康課題について、演習や発表を通して共通理解する。	1後	30	1	○	△	○	○			

○		小児看護学方法論 I	「子どもの健康の保持・増進、疾病予防のための看護」では、小児各期の発達段階に応じた日常生活や、子どもの成長・発達を促す援助・家族への援助について学ぶ。「健康状態の急激な破綻から回復の促進の看護」「健康状態の慢性的な揺らぎの再調整を必要とする状態の看護」「障がいのある状態とリハビリテーションを行う状態の看護」「人生の最期のときの看護」では、子どもの様々な健康状態における看護の特徴を学び、それぞれの健康状態に特有な健康障害や入院が子どもの成長・発達に与える影響と子どもの反応、子どもと家族の生活に及ぼす影響について理解を深める。また、疾病治療学Ⅵの学習をふまえ、各健康状態に関連した頻度の高い疾患や、直面しやすい健康上の課題について学ぶ。さらに健康回復のための援助について学び、小児看護の知識を深める。	2	45	2	○	△	○	○	○		
○		小児看護学方法論 II	小児看護学方法論Ⅱでは、小児看護学概論・方法論Ⅰで学んだ知識を踏まえ、小児看護に必要な看護技術について学ぶ。小児技術の中でも、特に実践の頻度が多く、留意を要する技術項目を精選した。小児の看護技術を実践する際には、子どもに対し、一人の人間として尊重する姿勢を大切にしながら、発達段階に応じた援助技術の選択や、子どもの反応や状況に合わせて対応していく必要がある。現在の小児医療の現場では、プレパレーションは、特別な行為ではなく、日常的に行われるべき倫理的な作業の一つであり小児看護において学ぶ意義は大きい。実際の場面でこれらを展開できるよう、演習を取り入れながら小児看護に必要な看護技術を習得する。また、学んだ知識を統合し、応用する能力を養うために看護過程を展開し学習する。	2後	30	1	○	△	○	○			
○		小児看護学実習	成長・発達過程にある子どもを全人的にとらえ、さまざまな健康状態にある子どもと家族の健康の保持・増進・回復に向けて、看護を実践するために必要な基礎的能力を養う。	3	90	2			○	○		○	
○		母性看護学概論	母性看護の対象であるすべての女性を内分泌的な変化から見た発達段階にわけて身体的・心理的・社会的な側面から理解する内容とした。 また、近年の母性看護をめぐる社会的な変化を広く捉え、母性看護の機能と役割を理解する内容とした	2前	45	2	○		○	○			
○		母性看護学方法論 I	さまざまな健康状態にある母性看護の対象：妊婦・産婦・褥婦および新生児の特徴を踏まえて援助方法を理解する内容とした。	2	30	1	○		○	○			
○		母性看護学方法論 II	母性看護を展開するために必要な看護過程の展開方法やヘルスアセスメントに必要な技術や対象との援助関係形成のための技術や援助技術を理解し習得する内容とした。	2後	30	1	○	△	○	○			
○		母性看護学実習	母子保健活動の実際から、保健医療福祉チームの一員としての役割を理解し、母性看護の対象に応じた看護の基礎的能力を養う。	3	90	2			○	○		○	
○		精神看護学概論	本科目では、精神看護の基盤的な概念となる心について学ぶ。精神看護学では、すべての人々の心の健康について考え対象理解を深める。また、家庭や学校、職場における人間関係の中で心は影響し合っていることを学習する。さらに、心の健康の維持とライフサイクルにおける心の健康と発達について学び、現代社会の社会病理からみた心のあり方と精神看護学の位置付けを学ぶ。精神保健福祉の歴史的な変遷から、今日の制度の成り立ちまでを学び、入院中の患者の処遇及び精神保健福祉法と関連付けて学習する。また、精神看護に用いる看護理論を学ぶことで、知識や技術と態度を養う。	2前	30	1	○		○	○			
○		精神看護学方法論 I	本科目では、精神科の診療に伴う診察や検査時の看護の基本的な援助について学ぶ。また、幻覚妄想や不安などの精神症状に対する看護について学び、精神障害者の抱える「生活のしづらさ」を改善するための生活技能訓練と、社会療法および薬物療法について学習する。 精神科リハビリテーションについて学び、精神障害者がその人らしく地域や病院で自立的に生活できる援助方法を学ぶ。発達段階別の危機と災害時などの特殊な場面における心の働きを学ぶことで、対象の理解を深めていく。精神科看護におけるリスクマネジメントについて考え、対象にとつての安全について学ぶ。	2	30	1	○		○	○		○	○

○		精神看護学方法論Ⅱ	本科目では、事例を通して精神に障害をもつ対象を統合的（身体的・精神的・社会的側面）に理解し、健康な側面に注目しながら看護実践に必要な看護過程の展開（援助方法）を理解する。 精神障害者の理解と看護を実践するために、必要な人間関係形成の方法援助を発展させるためにプロセスレコードを用いて自己洞察、自己理解、患者と看護師の相互作用について学ぶ内容とする。また、精神障害者を理解する上で必要な、統合失調症をはじめとする精神疾患をもつ患者の看護について学び、精神障がい者がその人らしく生活できる援助方法を学習する。	2後	45	2	○	△	○	○	○		
○		精神看護学実習	精神科看護の実際から、保健医療福祉チームの一員としての役割を理解し、精神看護の対象に応じた看護の基礎的能力を養う。	3	90	2			○	○			○
○		在宅看護論概論	在宅で療養しながら生活している対象とその家族を理解し、その人らしい生活や自立を支えていく必要性を学ぶ内容とした。 在宅看護の特徴と対象の特性を理解し、家族を含めた支援を展開できる視点を深めていく。また、療養者と家族を支えていくために必要な社会資源について学ぶ。	2前	30	1	○		○		○		
○		在宅看護論方法論Ⅰ	在宅看護の中心となる訪問看護では、訪問者としての一般常識やマナー 人間関係形成のためのコミュニケーション力が必要となる。また、療養者・家族の思いや自立性を大切に療養者・家族に合った援助方法が求められる。そこで、人間関係づくりをふまえ、在宅におけるリスクマネジメントを含めた看護技術、また関係職種との連携方法について学び、地域の中で療養者・家族を支え続けていくための援助について学習する。	2	30	1	○	△	○		○	○	
○		在宅看護論方法論Ⅱ	在宅看護の対象となる療養者の抱えている疾患は多岐にわたり、複数の疾患や障害を持っていることも多い。それに伴い在宅でも多くの医療処置が実施されるようになった。ここでは、様々な療養環境の中で生活している療養者・家族を支えていくための技術や制度について学び、療養者・家族の思いを大切にしながら地域の中で支え続けていくための看護過程の展開方法について学習する。	2後	45	2	○	△	○		○	○	
○		在宅看護論実習	地域で生活している療養者とその家族を理解し、看護の実際を経験することにより、その人らしい生活や自立を援助するための基礎的能力を養う。	3	90	2			○	○			○
○		医療安全	基礎看護学方法論Ⅰの安全を守る、感染予防を推進する技術の学びをふまえ、医療安全を学ぶ意義、医療安全管理体制の基礎的思考を理解し看護職として求められる技術を理解する。現場で起きている事故の特性と防止策などを学ぶ。さらに、対象と場の特徴から危険因子を査定し、危険を予測し、批判的に思考することや、優先度を考えて実践することの重要性を学ぶ。また、療養環境は、医療従事者にとって染リスクの高い場所であることを認識し、適切な感染管理体制と感染予防対策の基本を学習する。	3	30	1	○		○				

○		国際看護と災害看護	国際社会において看護師として諸外国との協力のあり方を学習する。県下において国際活動を行っている施設や国際活動に携わる人々を通して国際協力の現状を理解し、今後の活動の動機付けになる内容とした。又、我が国の災害対策、災害救助活動を学び、災害時の看護の特徴と基本的な援助について理解する。これらの学習を通して、看護に対する広い視野と課題について考え、専門性の意識を高める。	3	30	1	○	△	○						
○		看護管理と事例研究	看護におけるマネジメントの意義を理解し、マネジメントを「ケアマネジメント」「看護サービスのマネジメント」の2つの概念から捉える。「ケアマネジメント」とは対象者に提供されるケアを調整・統制する視点から学び、「看護サービスのマネジメント」とは、看護職が提供するサービス全体を組織として捉え、調整・統制するマネジメントのプロセスと機能について学ぶ。又、看護マネジメントに必要な基礎的知識、技術を学ぶ内容とした。事例研究では、基礎看護学概論Ⅱで学んだ研究の基礎をふまえ、自己の看護実践を振り返り（3年次の臨地実習）、理論と統合させながら事例研究をまとめる内容とした。	3	30	1	○	△	○						○
○		看護技術の統合演習	卒業時の看護技術の到達は患者の状態、その場に応じた状況判断ができることが重要である。統合実習の前段階として、臨床に近い状況での看護技術の実際を学習する。複数患者への対応、患者、チームメンバー等の他者との調整、割り込み状況への対処を含めた看護技術を学ぶ。	3前	30	1			○		○	○			○
○		統合実習	病院における看護管理の実際を知るとともに、チームの一員として既習した知識と技術を統合し看護を実践できる基礎的能力を養う。	3	90	2	△	○	○						
合計				7 9 科目				3 0 1 5 単位時間							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
履修科目ごとに定める授業時数の3分の2以上出席し、必修および選択必修の全科目を試験等による成績評価を行い、修得すること。履修方法は全科目対面授業		1学年の学期区分	2期
(留意事項)		1学期の授業期間	18週

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。